

身体拘束等の適正化のための指針

1. 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

また、サービス提供にあたり、当該利用者又は他の利用者等の生命・身体・権利を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束及びその行動制限を行わないこととする。

(1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

(2) 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

①切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性

身体拘束等が一時的であること。

(3) 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む。

① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。

③ 利用者の思いをくみ取る、利用者の移行に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。

④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。

⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化委員会において検討する。

⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

(4) 情報開示

本指針は公表し、利用者または保護者等からの閲覧の求めには速やかに応ずる。

2. 身体拘束等廃止に向けた体制

(1) 身体拘束等適正化委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて身体拘束等適正化委員会を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

なお「虐待防止委員会」と同時に開催することもできるものとする。

①設置目的

(ア) 事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

(イ) 身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続き

(ウ) 身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

②委員会の構成員

管理者、児童発達支援管理責任者、従業者

委員会は上記構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他職種職員を参加させることができることとする。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

(ア) 利用前

- ① 事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は身体拘束等適正化委員会にて協議する。
- ② 身体拘束等の内容、時間等について、個別支援計画等に記載し、利用者及び家族に対し児童発達支援管理責任者が説明を行い、「虐待防止等に関する説明及び身体拘束にかかる同意書」（様式1）にて同意を得る。

(イ) 利用時

利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束等適正化委員会において実施件数の確認と身体拘束等をやむを得ず実施している場合（解除も含む）については協議検討し、議事録に残す。

(ウ) 身体拘束等の継続と解除

- ① 身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録」（様式2）を用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- ② 身体拘束等適正化委員会において協議し、継続か廃止かの検討を行う。
- ③ 身体拘束等継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い、「身体拘束経過記録」（様式3）に記録する。
- ④ 身体拘束等解除の場合は即日、児童発達支援管理責任者より家族に身体拘束等解除について説明し同意を得る。

(エ) 緊急時

- ① 緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議し緊急やむを得ない理由をケース記録に記録する。その後の事は身体拘束等適正化委員会において協議する。
- ② 家族への説明は翌日までに児童発達支援管理責任者が行き、同意を得る。

3. 身体拘束等に向けた各職種の役割

身体拘束等の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

(事業者責任者)

身体拘束廃止・適正化の検討に係る全体責任者

(管理者)

- ① 身体拘束等適正化委員会の統括管理
- ② 支援現場における諸課題の統括管理
- ③ 身体拘束等廃止に向けた職員教育

(児童発達支援管理責任者)

- ① 家族、相談支援専門員との連絡調整
- ② 本人の意向に沿った支援の確立
- ③ 施設のハード・ソフト面の改善
- ④ 記録の整備

(従業者)

- ① 拘束がもたらす弊害を正確に認識する。
- ② 利用者の尊厳を理解する。
- ③ 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- ④ 利用者個々の心身の状況を把握し基本的ケアに努める
- ⑤ 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- ⑥ 記録は正確かつ丁寧に記録する

4. 身体拘束等廃止・適正化のための職員教育、研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行う。

- ① 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修（年2回以上開催）の実施。
- ② 新任者採用時は、新任者のための身体拘束等廃止・適正化研修を実施。
- ③ その他必要な教育・研修の実施。
- ④ 上記教育・研修の実施内容については記録を残す。

附 則

この指針は、令和6年10月1日より施行する。

虐待防止等に関する説明および身体拘束にかかる同意書(様式1)

株式会社 生天目組
代表取締役 生天目 英俊
虐待防止委員会
中野 一希

(コンプライアンス)…法令遵守、法令に則り正しく行います、というお約束です。

- 1、障害者総合支援法において、事業者の責務として『指定事業者等は障害者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のために忠実にその職務を遂行しなければならない』(第 42 条第3項)。
- 2、サービス提供にあたって、『障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所(障害者支援施設)等の人員、設備及び運営に関する基準』(以下、指定基準)において、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うこと、又、職員に対し研修を実施するなどの措置を講ずるよう努めなければならないことが定められている。さらに、利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いては、身体拘束やその他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない』

○私たち、放課後等デイサービス goat の職員は以下のような虐待行為は致しません。

①身体的虐待	暴力、体罰など身体に傷やあざ、痛みを与える行為 ・殴る蹴る、髪を引っ張る、平手打ち、強引に食べ物を口に入れる等
②性的虐待	性的行為や行為の強要 ・本人を前にしてわいせつな発言をする、わいせつな映像を見せる等
③ネグレクト	食事や排泄介助など身の世話や介助をしない、本人の生活環境や身体。精神状態を悪化させる行為 ・話を聞かず無視する、放置、食事抜き、汚れた衣服をそのまま着続けさせる、職員含め養護者による虐待を見て見ぬふりをする等
④心理的虐待	脅迫、恫喝、侮辱といった言葉や態度によって、いたずらに精神的に苦痛を与え人格を傷つけること ・暴言、大声で叱責、大勢の前にしてからかう、仲間はずれ、本人が望まないあだ名付けや呼び捨て等
⑤身体的拘束	文字通り根拠のない身体拘束をして身体を自由を奪うこと ・本人が望まないミトンやつなぎ服を着用させる、医師や家族から指示を受けていない服薬、医療的必要性のない投薬によって動きを抑制させる(睡眠薬で無理矢理寝かせてしまうなど)、長時間部屋に閉じ込める等
⑥プライバシーの侵害	・本人や家族の許可を得ずに名前や写真、作品などを公表する、本人及び家族の承認を得ずに外部の取材を受ける、活動の様子を SNS の記事にする、個人情報(ケースファイル)が外部の第三者からも確認できるような状況のまま放置する等

＊但し、『緊急やむを得ない場合』

- ①切迫性…利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ②非代替性…身体拘束やその他の行動制限を行う以外に代替可能な介助方法がない場合
- ③一時性措置…上記のような条件下において、身体拘束やその他の行動制限が一時的極めて短時間の
ものであること

について、職員は安全確保を最優先とし、物投げや物による殴打を防ぐため手に持っている物を預かる、自
害他害に至らないよう手足を一時的に押さえ落ち着くまで待つ、トラブル再発を防ぐためトラブルとなった
相手と適度に距離をおいて過ごしてもらうなどの対応を行います。又、利用者本人にも伝わるようわかりや
すい文章で明記し、事業所内(主に保育室壁)に貼り出して、いつも確認できるよう配慮いたします。
ご理解の程よろしくお願い致します。

併せて、虐待防止等に向けた体制整備として、職員は月末毎に『職員セルフチェックリスト』を活用し、定期的
に自身の業務及び職場環境の確認(職員間で相互確認)を実施し、虐待等は絶対に許さないという気持ち
を持ち、利用者がより良い環境で安心、安全に過ごせるよう努めます。

尚、事業所内において、虐待及び虐待が疑われる事案を発見した場合は、迅速に組織的対応を図り、対応
策、改善策を講じます。重大な事故、事案などを必要に応じては行政への通報、相談を行います。

※プライバシー保護の項目における、SNS 記事の件について、保護者の皆様には事前に別紙にて可否の意
思確認させていただき、規約に基づいて実施させていただいております。

SNS を更新するにあたり、人権擁護の面から細心の注意を払って行っておりますが、疑問・ご意見等ござ
いましたら、その都度職員までお声がけください。

ご協力よろしくお願い申し上げます。

○虐待防止のフローチャート

虐待の防止・早期発見

(管理者責任と方針の明確化・徹底)
(サービスの質、職員の資質・意識向上)
(利用者及び保護者の声、サービス提供モニタリング)
(リスクマネジメントに関する取り組み活用)
(個別支援計画活用)

職員セルフチェックリスト

虐待発見時の対応

- 速やかな組織的対応と行政への通報・相談
- 利用者及び家族への十分な配慮・説明
- 発生要因調査。分析
- 再発防止に向けた組織体制強化
職員意識啓発等

虐待発生後の対応

- 虐待被害者の生命と身体の安全を確保し、
精神的安定を取り戻すための支援
- 虐待を行った者に対し、行為に至った経緯、
背景を踏まえたフォローを行う
- システムの見直し、環境改善など

以上、虐待防止等に関する事項および身体拘束にかかる事項の説明について、同意致します。

令和 年 月 日

説明者 印

利用者名

保護者名 印

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録(初回)(様式2)

利用者	様	年齢	歳	障害者区分	
開始日	年 月 日		解除日	年 月 日	

検討参加者					
記録者		次回検討予定	月 日頃		

切迫性があるか	はい	いいえ
①ご本人の生命身体にどのような危険が考えられるか		
②他者の生命身体にどのような危険が考えられるか		
他の方法で対処できるか	はい	いいえ
拘束以外の介護方法を試みた結果		
一時的か	はい	いいえ
どのような状態になれば拘束を解除できるか		
医師の指示はあるか	はい	いいえ
家族への連絡をしたか	はい	いいえ
家族の同意	あり	なし
①連絡したもの		
②連絡を受けた家族		
拘束等の種類 4点柵 つなぎ ミトン 車椅子後ろブレーキ 車椅子+テーブル その他()※具体的に		
拘束等の時間帯 臥床時 24時間 経管注入時 車椅子座位時 その他()※具体的に		

身体拘束経過記録(様式3)

実施日	年 月 日()	記録者	
-----	----------	-----	--

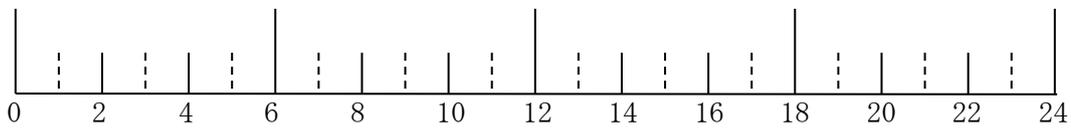
実施内容		心身状況	
ミトン着用	右 左	興奮	
抑制	右上 左上 右下 左下 体幹		
つなぎ		訴え	
4点柵			
薬剤		皮膚症状	
車椅子	後ろブレーキ バルト		
施錠		その他	
その他			

緊急やむを得ない理由

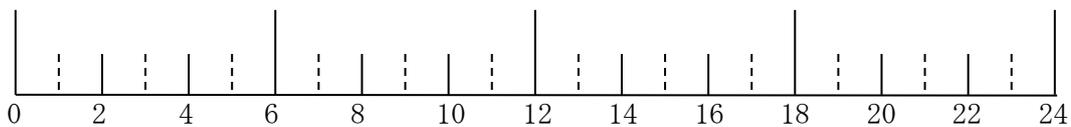
<p>緊急やむを得ない理由</p>

実施時間(開始 ● 解除 ◯)

身体拘束等内容()



身体拘束等内容()



身体拘束等内容()

